

ひとり親の御家庭の皆さま

「児童扶養手当」が変わります

令和6年11月分（令和7年1月支払い）から児童扶養手当（ひとり親家庭等への手当）について、申請者本人の所得制限限度額が引き上げられます。これまで、申請者本人の所得が所得制限限度額を超えるために手当を受給できなかった方は、今回の改正により児童扶養手当の支給対象となる場合があります。

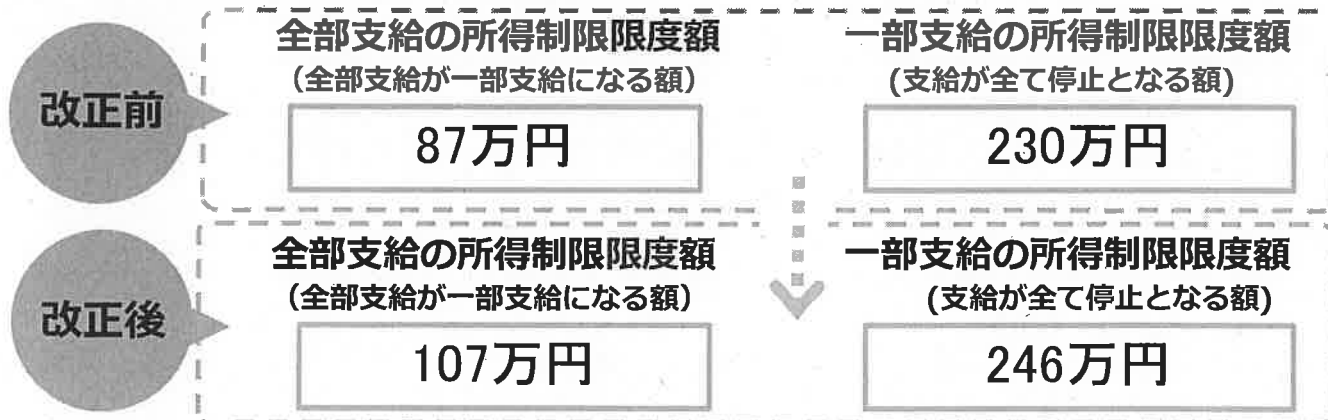
1. 改正後の所得制限限度額（申請者本人のみ引上げ）

【令和6年11月以降の所得制限限度額】

扶養親族等の数	請求者（父、母または養育者）		配偶者・扶養義務者・孤児等の養育者（※）
	手当の全額を受給できる方	手当の一部を受給できる方	
0人	(旧) 49万円 ▶ 69万円未満	(旧) 192万円 ▶ 208万円未満	236万円未満
1人	(旧) 87万円 ▶ 107万円未満	(旧) 230万円 ▶ 246万円未満	274万円未満
2人	(旧) 125万円 ▶ 145万円未満	(旧) 268万円 ▶ 284万円未満	312万円未満
3人	(旧) 163万円 ▶ 183万円未満	(旧) 306万円 ▶ 322万円未満	350万円未満
4人	(旧) 201万円 ▶ 221万円未満	(旧) 344万円 ▶ 360万円未満	388万円未満

※配偶者・扶養義務者・孤児等の養育者の所得制限限度額に変更はありません。

【例】扶養親族等が1人の場合



2. 手当を受給するための申請手続き（※受給には所定の審査があります。）

▶申請が必要な方

従来の所得制限を超える等の理由で申請をしていなかった方

※既に児童扶養手当を申請した方は、改めて申請する必要はありません。

▶申請の方法

1月からの新制度での支給を希望する場合は**10月31日（木）までに申請が必要**です。
お住まいの区の区役所こども家庭支援課に申請してください。

【制度改正についての問合せ】 こども青少年局こども家庭課児童扶養手当担当

Tel 045-680-1192 Fax 045-641-8424

（月～金曜9時～17時〈土日祝・休日・年末年始を除く〉）